

# 教育公務員に関する女性の活躍推進にかかる 現状と課題

平成30年11月1日

文部科学省

# ○教育公務員の定義

## 教育公務員特例法

第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（略）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。

教員 …公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長）、  
教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、  
養護助教諭、栄養教諭 等

部局長…大学（公立学校）の副学長、学部長 等

専門的教育職員…指導主事、社会教育主事

# ○都道府県教育委員会と市町村教育委員会が 行動計画の対象とする教育公務員

## <都道府県教育委員会>

都道府県立学校の教員

市町村立学校(指定都市除く)の教員(県費負担)

都道府県教育委員会の専門的教育職員

## <指定都市教育委員会>

指定都市立学校の教員

指定都市教育委員会の専門的教育職員

## <市町村教育委員会>

市町村立学校(指定都市除く)の教員(市町村費負担)

市町村教育委員会の専門的教育職員(県派遣の職員除く)

# ○行動計画策定にあたっての都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担

## ＜都道府県教育委員会＞

- ・対象となる教育公務員に関する把握項目の把握
- ・市町村教育委員会の服務監督の下に行われる取組に対する働きかけやフォローアップ

## ＜市町村教育委員会＞

- ・対象となる教育公務員に関する把握項目の把握
- ・市町村立学校教員の服務監督権に係る把握項目について都道府県と情報共有

## ○教育公務員の女性活躍の現状

### ・新卒採用の女性割合(教員)(公立)(人)

	全国	男性	女性
小学校	8,231	2,706 (32.9%)	5,525 (67.1%)
中学校	3,841	2,002 (52.1%)	1,839 (47.9%)
高等学校	2,000	1,198 (59.9%)	802 (40.1%)

出典：平成28年度学校教員統計の値より割合を計算

### ・平均勤務年数(教員)(公立)(年)

	全国	男性	女性
小学校	18.1	19.0	17.6
中学校	18.3	19.1	17.1
高等学校	20.0	21.1	17.5

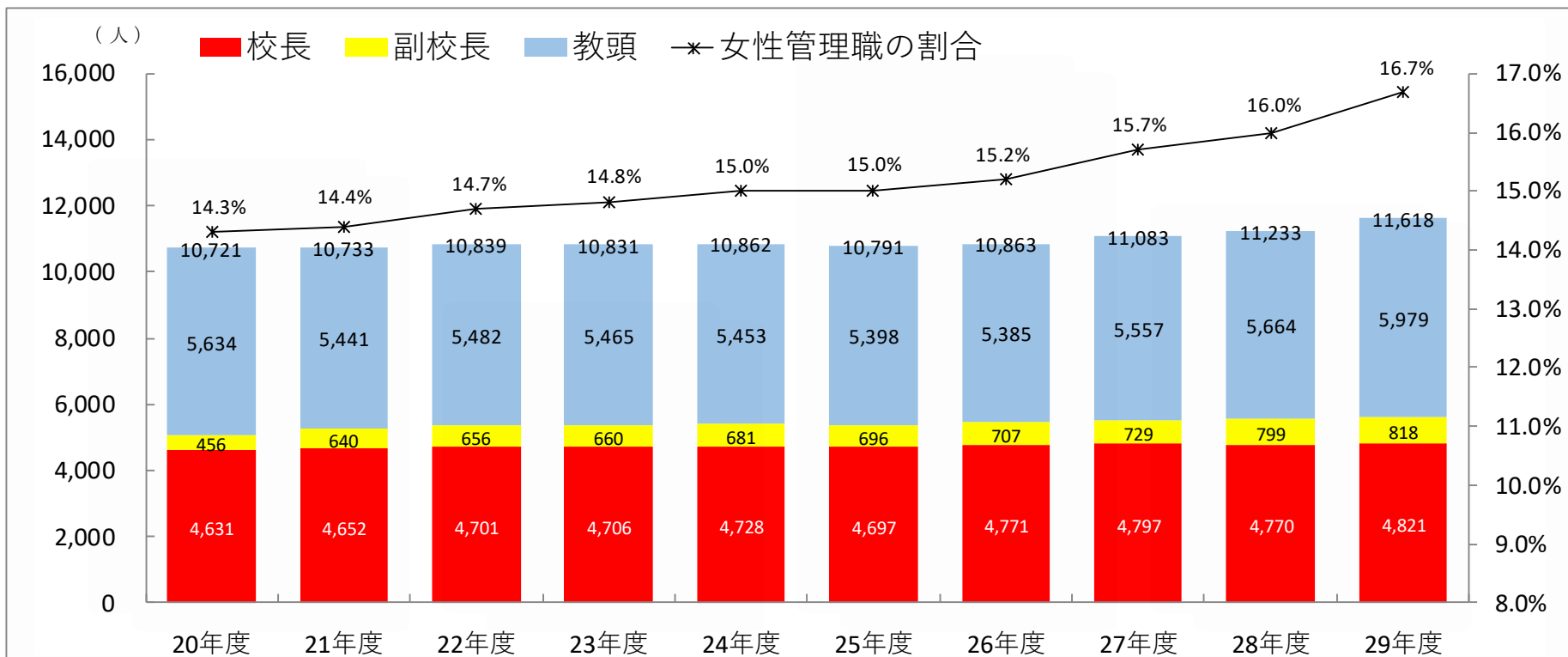
出典：平成28年度学校教員統計

# 女性管理職(校長、副校長及び教頭)の割合 (平成29年4月1日現在)

○女性の管理職(校長、副校長及び教頭)は11,618人で、平成28年4月1日現在から385人増加。

○女性管理職の割合は16.7%で、過去最高を更新(これまでの最高は平成28年4月1日現在の16.0%)。

## 職種別の女性管理職の人数と割合(平成20年度～平成29年度)



出典: 公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省)

## 女性管理職(校長、副校長及び教頭)の人数と割合(学校種別)(各年度4月1日現在)

上段:人数(単位:人)

下段:各管理職に占める女性の割合(単位:%)

校種 年度	小学校			中学校 義務教育学校			高等学校 中等教育学校			特別支援学校			合計		
	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭
20	3,835	356	4,334	502	48	702	160	23	320	134	29	278	4,631	456	5,634
	(17.8)	(26.5)	(21.2)	(5.1)	(7.4)	(7.2)	(4.3)	(5.3)	(6.0)	(15.2)	(22.1)	(21.6)	(12.9)	(17.8)	(15.3)
21	3,847	478	4,187	497	76	658	162	36	323	146	50	273	4,652	640	5,441
	(18)	(27.5)	(21.1)	(5.1)	(8.8)	(7)	(4.4)	(6)	(6.3)	(16.4)	(27.5)	(21.5)	(13.1)	(18.9)	(15.3)
22	3,871	475	4,175	508	87	690	178	40	349	144	54	268	4,701	656	5,482
	(18.4)	(27.3)	(21.3)	(5.3)	(9.9)	(7.4)	(4.9)	(6.4)	(6.9)	(16.2)	(26.6)	(21.1)	(13.3)	(19)	(15.6)
23	3,846	470	4,136	531	79	724	179	53	343	150	58	262	4,706	660	5,465
	(18.5)	(27)	(21.4)	(5.6)	(9)	(7.8)	(4.9)	(7.8)	(7)	(16.7)	(26.7)	(20.6)	(13.5)	(18.8)	(15.7)
24	3,827	480	4,072	532	89	720	208	56	365	161	56	296	4,728	681	5,453
	(18.6)	(27.6)	(21.3)	(5.6)	(9.9)	(7.8)	(5.8)	(8.1)	(7.5)	(17.8)	(25.5)	(22.9)	(13.7)	(19.2)	(15.8)
25	3,756	479	4,010	546	89	725	218	69	349	177	59	314	4,697	696	5,398
	(18.6)	(27.3)	(21.3)	(5.8)	(10)	(7.9)	(6.1)	(9.2)	(7.3)	(19.2)	(25.7)	(24)	(13.8)	(19.2)	(15.8)
26	3,805	486	3,995	531	87	717	238	72	354	197	62	319	4,771	707	5,385
	(19)	(27.8)	(21.4)	(5.7)	(9.7)	(7.9)	(6.7)	(9.5)	(7.4)	(21.3)	(26.1)	(23.6)	(14.1)	(19.4)	(15.9)
27	3,769	508	4,095	560	90	770	251	69	360	217	62	332	4,797	729	5,557
	(19.1)	(28.8)	(22.2)	(6)	(9.8)	(8.5)	(7.1)	(9)	(7.6)	(22.7)	(25.4)	(24.1)	(14.3)	(19.8)	(16.5)
28	3,724	531	4,091	620	111	856	257	77	374	215	80	343	4,816	799	5,664
	(19.1)	(29.9)	(22.5)	(6.3)	(11.8)	(9.5)	(7.3)	(9.4)	(7.9)	(22.5)	(24.9)	(24.8)	(14.4)	(20.7)	(17)
29	3,732	568	4,278	600	124	927	264	64	422	225	62	352	4,821	818	5,979
	(19.4)	(31.3)	(23.8)	(6.6)	(12.8)	(10.4)	(7.5)	(8.3)	(9)	(23.3)	(23.9)	(25.8)	(14.7)	(21.5)	(18.2)

出典:公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省)

# 教育職員(※)の育児休業等及び介護休暇の取得状況(平成28年度)

## ○育児休業等

① 育児休業の取得割合は、男性が1.9%、女性が96.6%。

② 育児短時間勤務の取得割合は、男性は0.03%、女性は1.4%。

・地方公務員と比較すると、育児休業と育児短時間勤務の取得率が高い状況が見られる。

## ○介護休暇

・介護休暇取得状況は、男性が243人、女性1,014人、合計1,257人。

## 平成28年度に新たに育児休業等を取得可能となった職員の取得状況

(単位:人)

区分	教育職員			(参考)地方公務員の状況		
	男性職員	女性職員	合計	男性職員	女性職員	合計
新たに取得可能となった者	14,471	17,586	32,057	59,721	40,361	100,082
育児休業	272 (1.9%)	16,986 (96.6%)	17,258 (53.8%)	1,594 (2.7%)	37,963 (94.1%)	39,557 (39.5%)
育児短時間勤務	5 (0.03%)	254 (1.4%)	259 (0.8%)	17 (0.03%)	523 (1.3%)	540 (0.5%)
部分休業	21 (0.1%)	269 (1.5%)	290 (0.9%)	123 (0.2%)	1,714 (4.2%)	1,837 (1.8%)

※ここでいう教育職員とは、都道府県・指定都市教育委員会及び域内の市町村教育委員会の所管に属する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育職員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師(非常勤の者を含む。)、実習助手及び寄宿舎指導員)を指す。

※( )は、新たに取得可能となった者に対する取得者の割合を示す。

※育児短時間勤務は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、①1日当たり3時間55分勤務、②1日当たり4時間55分勤務、③週3日勤務、④週2日と1日のみ3時間55分勤務、⑤その他条例で定める勤務形態を選択して勤務することができる制度。

※部分休業は、任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日当たり2時間まで勤務しないことができる制度。

※地方公務員には教育公務員を含む。

出典:平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査(文部科学省)

及び平成28年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果(総務省)